

## 平成20年 9月11日（木曜日）

### 出席議員（16名）

議 長	渡 辺	旺 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

### 説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			大 徳	茂 君
副 町 長	菘	外 史 男 君			北 川	真 由 美 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君			川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君			宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	荒 家	良 樹 君			重 原	正 君
都市整備部長	橋 本	稔 君			長 丸	信 也 君
消 防 長	八 田	精 三 君			転 正	步 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君			長 田	学 君
総 務 部 長	田 中	徹 君			中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	島 田	睦 郎 君			長 丸	一 平 君
総 務 課 参 事	北	雅 夫 君			出 川	常 俊 君
総 務 部 長	山 田	吉 弘 君			津 幡	博 君
まちづくり政策部 企画財政課長						

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治君 事務局書記 東 康 弘君

議事日程（第3号）

平成20年9月11日 午後2時開議

日程第1

議案第71号 平成20年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から

議案第78号 財産の取得について

〔高規格救急自動車1台〕まで

日程第2

追加議案の上程

議案第79号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

選挙第1号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

日程第4

議会議案第6号 内灘町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出について

議会議案第7号 内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

日程第5

議会議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

議会議案第9号 道路整備促進に関する意見書の提出について

日程第6

議会議案第10号 専決事項の指定について

（第3号の追加1）

日程第1

議会議案第11号 基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出について

議会議案第12号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について

議会議案第13号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出について

午後2時00分開議

開 議

議長【渡辺旺君】 ただいまの出席議員は

16名であります。よって、会議の定足数に達してまいりますので、これより本日の会議を開きます。

### 諸般の報告

議長【渡辺旺君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、3日の会議に配付の別紙説明員一覧表のとおりであります。

### 会議時間の延長

議長【渡辺旺君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

### 議案一括上程

議長【渡辺旺君】 日程第1、去る9月3日、各常任委員会に付託いたしました議案第71号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第3号)から議案第78号財産の取得について〔高規格救急自動車1台〕までの8議案及び継続審査となっております陳情第5号、陳情第6号、請願第9号並びに今期定例会までに受理されました請願第10号、請願第11号、請願第12号、請願第13号、請願第14号、請願第15号、請願第16号を一括して議題といたします。

### 常任委員長報告

議長【渡辺旺君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

総務常任委員長【清水文雄君】 平成20年第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第71号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第3号)

第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号内灘町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号公益法人等への内灘町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号内灘町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号内灘町税条例の全部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号財産の取得について〔高規格救急自動車1台〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第13号生活品の物価高騰に対する緊急対策については、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年9月11日

総務常任委員会委員長 清水文雄

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕  
文教福祉常任委員長【能村憲治君】 平成20年第3回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第71号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願第9号子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の提出を求める請願については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

次に、新規に提出のありました請願の審査の結果を御報告いたします。

請願第12号社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

次に、請願第16号後期高齢者医療制度の抜本的見直しの意見を国に提出することを求める請願書については、慎重に審査をし、採決の結果、賛成少数により、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することになりましたので、申し出いたします。

平成20年9月11日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治  
議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕  
産業建設常任委員長【北川進君】 平成20年第3回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部長並びに関係課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第71号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっていた陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については、慎重に審査を重ねた結果、継続審査とすることに決しました。

陳情第6号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書については、慎重に審査をした結果、不採択とすることに決しました。

次に、新規に提出された請願の審査の結果を報告いたします。

請願第10号基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願については、慎重に審査をした結果、採択とすることに決しました。

請願第11号基幹的農業水利施設の管理・整

備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願については、慎重に審査を重ねた結果、採択とすることに決しました。

請願第14号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求めることについては、慎重に審査を重ねた結果、採択とすることに決しました。

請願第15号新エネルギー低炭化水素酸素ガスを燃料として使用する新技術における研究成果について、国での早急な検証、精査と認証を求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として上下水道及び都市計画事業など所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年9月11日

産業建設常任委員会委員長 北川進

議長【渡辺旺君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

## 質 疑

議長【渡辺旺君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

11番、水口裕子さん。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

11番【水口裕子君】 請願第16号後期高齢者の医療制度の抜本の見直しの意見を国に提出することを求める請願書について質問させていただきます。

所轄の文教福祉委員会の報告では不採択ということでありました。

この後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書ではありますが、この制度については、6月議会にも廃止してくださいという請願書を出させていただきましたが、廃止す

ることは要らないということで、6月にも不採択になった経緯がございます。しかし、世の中ではこの3カ月間の中にますますこの制度についての怨嗟の声というものが高くなっております。このことについては、新聞やテレビなどのマスコミで皆様もご存じのことと思います。

そこで、改めて国へ見直しを求めていただきたいという請願書を出したのですが、今回も不採択ということになってしまいました。

どのような審査の経緯であったのかお聞かせいただければと、紹介議員としてお願いしたいと思いますので、委員長に質疑させていただきます。

よろしく願いいたします。

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕  
文教福祉常任委員長【能村憲治君】 請願第16号についてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度の抜本の見直しの意見を国に提出するということを求める請願書でございますが、廃止を含む抜本的なということで、そのことについて紹介議員の意見を求めて説明を受けました。その上で、説明を求めた結果、廃止を含むということ強く要望されました。その上で、当委員会で審議いたしました。

また、6月議会において議会議案第3号として出されました議案については、本会議において否決とされております。

このことなどを踏まえ、当常任委員会といたしまして慎重に審議をいたしました。その結果、賛成少数で不採択となりましたことをご報告申し上げます。

議長【渡辺旺君】 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

## 討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。  
討論ありませんか。

6番、北川悦子さん。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

6番【北川悦子君】 請願第16号の後期高齢者医療制度の抜本の見直しの意見を国に提出することを求める請願書について、賛成の立場から一言討論させていただきたいと思っております。

議員の皆様方のところへは、町民の方々から後期高齢者医療制度に対しての声が多く届いているのではないのでしょうか。

制度開始の目前の3月から4月の新聞折り込みなどでは、高齢者の生活を支える医療を売り込みにしました。しかし、4月に年金の天引きが始まりますと、日本全国で怒りの声が起こりました。皆様もご存じのとおりです。

6月28日には、改めてご説明させていただきとの全面広告を新聞各紙に掲載いたしました。6月以降の宣伝費用だけでも5億5,000万円。3月からの宣伝費用を含めると8億2,170万円、そのほかインターネットとかテレビでの宣伝なんかを含めると膨大な金額になるかと思っております。

こうした中で、制度の見直しを求める意見書を可決した地方議会も638議会、35の都道府県の医師会では制度の撤廃、見直しを要求しています。高齢者がいつでも、どこでも安心して医療が受けられるようにしてほしいというのが願いです。

ある方からこんな話を伺いました。現在の後期高齢者は、昭和8年以前に生まれた人たちであります。後期高齢者は、戦前、国のため命を投げ出せと言われた世代であります。勤労働員など大変だったと思っております。また、周りの友人、知人は生きて帰らぬ人になった人も多くいらっしゃいます。そして、戦後は何も無い中で歯を食いしばり、家族のために、社会の発展のために頑張ってきた方たちです。本来ならば医療は無料で安心できる医療が提

供され、生活も経済的な心配が要らないように配慮されるべきであります。ところが、今度は簡単な説明書1通で後期高齢者医療制度に強制連行させられ、75歳未満とは違った医療を受けることを余儀なくされましたと大変怒っていられました。

この話を聞く中で、請願書の中にも書いてあるように、資格証明書の発行に必要な医療が受けられないようになる事態や、病院などの医療機関に支払われる診療報酬引き下げや受診できる医療の制度が懸念されます。医療に使う国の予算をふやして、廃止を含む抜本の見直しを行ってほしいという請願書であります。

確かに9月1日には見直しの広告が出されましたけれども、この点につきましては、今までの医療と変わらぬ医療が受けられますから安心してくださいというような宣伝広告になっていましたけれども、この点につきましてもしっかりした説明はされていません。そうした意味でも、見直しをかけて、廃止を含む見直しということでもう一度国のほうに意見書を出していただきたいということで、議員の皆様方に6月議会では廃止を否決された件もありますけれども、もう一度考えていただきますようお願いさせていただきます。

以上で討論を終わらせていただきます。

議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

## 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第71号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第72号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第73号内灘町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第74号公益法人等への内灘町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第75号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第76号内灘町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第77号内灘町税条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第78号財産の取得について〔高規格救急自動車1台〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、継続審査となっております請願・陳情を採決いたします。

まず、陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣穂策ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等も求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、陳情第6号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。陳情第6号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立ありません。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定をいたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第9号子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第10号基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第11号基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国

の責務に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第12号社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第12号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第13号生活品の物価高騰に対する緊急対策についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第14号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第14号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第15号新エネルギー低炭化水素酸素ガスを燃料として使用する新技術における研究成果について、国での早急名検証、精査と認証を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第15号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第16号後期高齢者医療制度の抜本的見直しの意見を国に提出することを求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。請願第16号後期高齢者医療制度の抜本的見直しの意見を国に提出することを求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立少数であります。よって、請願第16号は不採択とすることに決定をいたしました。

#### 追加議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意

見を求めることについて、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括して議題といたします。

#### 提案理由の説明

議長【渡辺旺君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、9月3日の議会開会以来、連日にとわりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に上程いたしましたすべての議案につきまして適切なるご決議を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の打越伸二慎氏が来る9月31日をもって任期満了を迎えるため、その後任として田村兼人氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成20年12月31日をもって任期満了を迎えます現委員の北西則夫氏並びに松川幸子氏をそれぞれ引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の定数が1名増員となったため、松田京子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由の説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【渡辺旺君】 提案理由の説明は終わりました。

#### 質 疑

議長【渡辺旺君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【渡辺旺君】 次に討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【渡辺旺君】 これより追加議案の採決に入ります。

まず、議案第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについては、これを適任とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに決定いたしました。

#### 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙

議長【渡辺旺君】 日程第3、選挙第1号河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に、北川進さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました北川進さんを河北郡市広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、北川進さんが河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました北川進さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第4、議会議案第6号内灘町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出について、議会議案第7号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して議題といたします。

#### 提案理由の省略

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本2議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### 質 疑

議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【渡辺旺君】 次に討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第6号内灘町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議会議案第7号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第5、議会議案第8号教育予算の拡充を求める意見書の提出について、議会議案第9号道路整備促進に関する

る意見書の提出についての2議案を一括して議題といたします。

#### 提案理由の省略

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本2議案につきましては提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### 質 疑

議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第8号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議会議案第9号道路整備促進に関する意見書の提出について

を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

#### 議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第6、議会議案第10号専決事項の指定についてを議題といたします。

#### 提案理由の省略

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### 質 疑

議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第10号専決事項の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### 休 憩

議長【渡辺旺君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時46分休憩

午後 3 時25分再開

#### 再 開

議長【渡辺旺君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

#### 追加議案の上程

議長【渡辺旺君】 追加日程第 1、議会議案第11号基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出について、議会議案第12号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について、議会議案第13号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出についての 3 議案を一括して議題といたします。

#### 提案理由の省略

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本 3 議案につきましては、会議規則第39条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。

よって、本 3 議案につきましては提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### 質 疑

議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第11号基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議会議案第12号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議会議案第13号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求

める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第13号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

#### 閉会中継続審査及び調査

議長【渡辺旺君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

#### 各常任委員会委員並びに議長の県外行政視察研修への派遣

議長【渡辺旺君】 次に、各常任委員会委員、私、議長の県外行政視察研修への派遣についてお諮りいたします。

来る9月30日から10月2日までの間、総務常任委員会委員を広告事業、自治基本条例、行政評価、防災対策などの視察研修のため、神奈川県方面へ、10月21日から23日までの間、文教福祉常任委員会委員を熟年体育大学、食育、公共施設のボランティア運営などの視察研修のため長野県方面へ、10月7日から9日までの間、産業建設常任委員会委員を住宅用太陽光発電システム、雨水浸透枡、雨水貯留、

農林公園、新エネルギーなどの視察研修のため群馬県、埼玉県方面へそれぞれ派遣したいと思っております。

また、私議長を11月18日から19日までの間、町村議会議長全国大会及び豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席のため東京都方面へ派遣したいと思っております。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

#### 閉議・閉会

議長【渡辺旺君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成20年第3回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、まことにご苦勞さまでございました。

午後3時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ  
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員